

第1回原子力防災会議幹事会
議事録

原子力防災会議事務局

平成25年度（第1回）原子力防災会議幹事会

平成25年9月2日

13:30～14:30

中央合同庁舎4号館123会議室

議事次第

議題1. 原子力防災会議幹事会の公開等について

議題2. 平成25年度（第2回）原子力防災会議に付議する案件について

- (1) 地域防災計画の充実に向けた今後の対応について
- (2) 原子力総合防災訓練の実施について
- (3) 原子力災害対策マニュアルの改訂について

【幹事会決定事項】

出席者一覧

	杉田 和博	内閣官房副長官
	米村 敏朗	内閣危機管理監
(議長)	池田 克彦	原子力規制庁長官
(副議長)	小林 正明	環境省水・大気環境局長
	高見沢 將林	内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理担当)
	千原 由幸	内閣官房副長官補 (内政) (代理) 内閣官房内閣参事官 (内政)
	川村 博司	内閣官房副長官補 (外政) (代理) 内閣官房内閣参事官 (外政)
	長谷川 榮一	内閣広報官
	梶田 好一	内閣情報官 (代理) 内閣情報調査室内閣審議官
	日原 洋文	内閣府政策統括官 (防災担当)
	植木 隆	内閣府食品安全委員会事務局長 (代理) 内閣府食品安全委員会情報・勧告広報課 長
	山田 知裕	警察庁警備局長 (代理) 警察庁警備局警備課特殊警備対策官
	河津 司	消費者庁次長 (代理) 消費者庁審議官
	戸塚 誠	総務省大臣官房長
	市橋 保彦	消防庁次長
	廣瀬 行成	外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長 (代理) 外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学 部審議官
	西岸 正人	財務省大臣官房総括審議官 (代理) 財務省大臣官房審議官
	田中 正朗	文部科学省大臣官房審議官 (研究開発担当)
	山口 高志	厚生労働省大臣官房技術総括審議官 (代理) 厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機 管理官
	別所 智博	農林水産省大臣官房技術総括審議官
	中西 宏典	経済産業省大臣官房審議官 (エネルギー・技術担 当)
	染矢 隆一	国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議 官
	渡邊 一洋	気象庁次長
	鈴木 洋	海上保安庁海上保安監

	中島 明彦	防衛省運用企画局長
(来賓)	泉 幸一	原子力発電関係団体協議会代表幹事 (茨城県生活環境部長)
(来賓)	櫻本 宏	原子力発電関係団体協議会 (福井県安全環境部長)
(来賓)	大國 羊一	原子力発電関係団体協議会 (島根県防災部長)
(来賓)	中島 正人	全国原子力発電所所在市町村協議会事務局長 (敦賀市企画政策部長)

配付資料一覧

議事次第

- 資料Ⅰ 原子力防災会議幹事会の公開等について（案）
- 資料Ⅱ 平成25年度（第2回）原子力防災会議資料（案）一式
（内訳）
- 資料2 地域防災計画の充実に向けた今後の対応（案）
- 資料3 原子力総合防災訓練の実施について
- 資料4 原子力災害対策マニュアルの改訂について
- 参考1 原子力発電所周辺自治体の地図
- 参考2 原子力発電を巡る諸課題について
- 参考3 原子力災害対策への国の支援に関する意見・要望について
- 参考4 原子力災害対策特別措置法（抄）
- 参考5 平成25年度原子力総合防災訓練計画（案）
- 参考6 原子力災害対策指針の主なポイント
- 参考7 原子力災害対策マニュアル（原子力事業所編）新旧対照表
- 資料Ⅲ－1 原子力発電を巡る諸課題について
- 資料Ⅲ－2 原子力災害対策への国の支援に関する意見・要望について
- 参考Ⅰ 原子力防災会議運営要領
- 参考Ⅱ 杉田内閣官房副長官指示

- 池田原子力規制庁長官 ただ今から、第1回原子力防災会議幹事会を開催します。

昨年10月19日に開催された原子力防災会議において、本幹事会の設置及び幹事会議長に原子力規制庁長官を充てる旨を定めた運営要領が決定されました。

わたくしが幹事会議長として司会進行を務めさせていただきます。

- 池田原子力規制庁長官 初めに、議題1「原子力防災会議幹事会の公開等」について、事務局から説明いたします。

(議題1)

- 金子原子力規制庁原子力防災課長 資料1の原子力防災会議幹事会の公開等(案)を御覧ください。今回の幹事会は第1回ですので、この幹事会の公開等運営について規定をしておく必要がございます。

幹事会自体は、行政機関の事務に係る連絡が主ですが、今日の議題に上っている原子力災害対策マニュアルの決定などの審議事項もございましたので、資料や議事録などについては後日ホームページに掲載する形で運営させていただきたいと思っております。

したがって、議事は原則非公開、配付資料は原則公開、また、配付資料の提出者が理由があって非公開を希望する場合は公開しないこととするとともに、幹事会の議事要旨は終了後、速やかに公開、詳細な議事録は1カ月後を目途に公開というような形で運営をさせていただければと思っております。よろしく御審議ください。

- 池田原子力規制庁長官 ありがとうございました。ただいまの説明のとおり、「原子力防災会議幹事会の公開等」について、本幹事会として決定したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

- 池田原子力規制庁長官 次に、議題2「平成25年度(第2回)原子力防災会議資料(案)」に移ります。

お手元の資料Ⅱについては、明日開催される原子力災害対策本部及び原子力防災会議合同会議のうち、原子力防災会議の資料として配布を予定しているものです。

原子力防災会議では、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応について」、「原子力総合防災訓練の実施について」、「原子力災害対策マニュアルの改訂について」の計3つの議題を取り扱う予定です。

このうち、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応について」は原子力防災会議での決定事項で、それ以外は原子力防災会議への報告事項です。また、「原子力災害対策マニュアルの改訂について」は、本日の幹事会の決定事項となります。

初めに、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」について事務局から説明いたします。

(議題2(1))

- 金子原子力規制庁原子力防災課長 続きまして、資料2の地域防災計画の充実に向けた今後の対応(案)を御覧ください。

災害対策基本法に基づき、各自治体が地域防災計画を作成しておりますが、原子力災害につきましても、原子力災害対策編という形で、防災基本計画や原子力災害対策指針に基づく計画の策定が進んでおります。道府県レベルでは21の関係道府県すべてで計画が策定済みで、市町村レベルでは135の関係市町村のうち115市町村が策定済みですが、避難を中心とした防災計画の実効性・具体性といった点では、さらに充実していくことが必要な状況でございます。これを進めるに当たっては、自治体だけでは取り組みが十分に進められない事項あるいは広域の調整が必要で、国がその仲立ちなどをしていかなければならない事項といったようなことも多くあると

ということで、強い要望を頂いているところです。

こうした背景の下、本日御出席いただいている杉田内閣官房副長官から、参考Ⅱのとおり、御指示いただいているところです。こうした自治体の課題を解決すべく、国や関係機関を挙げて、避難計画の具体化など課題解決に当たる旨の方針につきまして、明日の原子力防災会議において決定いただき、関係省庁あるいは自治体とともに取り組んでいこうというものでございます。

資料2の今後の対応に記載しているとおり、具体的な取り組みの内容としては、内閣府原子力災害対策担当室を中心として、地域ごとの作業チームを設けさせていただき、ここに関係省庁にも加わっていただいた上で、道府県あるいは市町村の避難計画を中心にした防災計画の充実を支援していくとともに、国の機関としての対応も明確にしていこうというものでございます。

こうした状況につきましては、原子力防災会議の場を使いながら、随時その内容の進捗を確認させていただいて、できるだけ早く地域住民に、安全の確保、あるいは安心をしていただけるような計画の内容となるよう、水準の向上を図ってまいりたいと考えております。

説明については、以上でございます。

- 池田原子力規制庁長官 続きまして、地域防災計画の充実に向けた国の支援に関して、原子力発電所が立地する自治体の協議会である原子力発電関係団体協議会と、全国原子力発電所所在市町村協議会にお越しいただいています。

今後、関係府省庁が連携して支援を進めていくに当たり、関係自治体の御要望・御意見を伺いたいと思います。

それでは、原子力発電関係団体協議会の泉様より御発言をお願いいたします。

- 泉原子力発電関係団体協議会代表幹事 茨城県生活環境部長の泉と申します。本日は、立地自治体としての発言の場を設けていただきまして、ま

ことにありがとうございます。

茨城県は、今年度から、原子力発電所立地13道県で構成する原子力発電関係団体協議会の会長県を務めておりますことから、協議会を代表して発言をさせていただきます。

当協議会におきましては、これまで原子力安全対策や防災対策、地域振興等に関わるさまざまな事項につきまして、関係省庁へ個別に要請をしてきたところであり、今年度も同じように要請活動を行ってきております。このような中、新規制基準が施行され、基準への適合性審査が開始されておりますが、一方で、私ども自治体が実施する万が一の防災対策等については、いまだ課題が山積している状況でございます。このため、8月に入ってから、当協議会におきまして、改めて知事等による意見交換を実施いたしまして、我々自治体が防災対策等を進めていく上で、国に早急に対応していただきたい課題等を抽出し、取りまとめました。

資料Ⅲ-1を御覧願います。原子力発電を巡る諸課題についてと題し、要請書をまとめさせていただきました。1ページをお開き願います。

まず、1. 防災体制の整備についてでございます。

(1)の避難計画については、実効性ある避難計画を策定するためのガイドラインや、要援護者の避難先、避難手段に関するマニュアルの整備、広域避難に係る国と自治体との連携等について記載しております。(2)の安定ヨウ素剤の事前配布では、事前配布のあり方や配布・服用に関する条件の詳細について記載しております。(3)の法制度上の課題については、複合災害時の二重の指揮命令系統の一元化等について記載しております。

2ページにまいりまして、(4)の新たに必要となる経費に係る予算措置については、防災対策を実施する範囲が広がったことに伴い、必要となる防護措置に対する予算措置についてなど、国の考え方をお示しいただきたい事項や御配慮いただきたい事項について記載させていただいております。

次に、2. 安全規制と再稼働判断についてでございます。

(1)の安全規制については、新規制基準や安全審査の結果等については、原子力規制委員会の責任ある立場の方からの御説明をいただきたいということや敷地内破砕帯等の評価体制について記載しております。(2)の

再稼働判断については、誰がどのように判断するかなど、判断に係る具体的な手続きを示していただきたいということや、個別の発電所ごとの安全性やエネルギー政策上の必要性を考慮し、国が責任を持って判断することなど、国の責任ある対応を求めることについて記載させていただいております。

これらの諸課題につきまして、特段の対応をお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 池田原子力規制庁長官 ありがとうございます。それでは、続いて、全国原子力発電所所在市町村協議会の中島様より御発言をお願いいたします。

○ 中島全国原子力発電所所在市町村協議会事務局長 全原協の事務局を務めております敦賀市企画政策部長の中島でございます。よろしく願いいたします。

早速ですけれども、資料Ⅲ-2を御覧いただきたいと思います。

全原協の各会員から多く寄せられました意見・要望につきまして、大きく五つの項目に分けて、簡潔に御説明をさせていただきます。

まず1項目の広域避難についてですけれども、バスや鉄道等の避難手段の確保に関する支援とか避難道路の整備・促進、それから、スクリーニングや除染に関する体制整備をお願いいたしております。

次に2項目の災害時要援護者の避難支援につきましては、搬送車両の確保とか体制の整備に関する支援、それから、避難先における病院等の受入先や医師、看護師、介護従事者の確保につきまして、支援をお願いいたしております。

それから、3番目の安定ヨウ素剤につきましては、保管や配布、服用に関します統一的な方針の明確化。それから、配布に係る管理システムや説明会の開催に係る財源措置。それから、住民に説明する医師等の確保に関する支援。UPZにおける配布・服用の定量的な判断基準の明示ということでございます。

4番目の原子力災害対策施設整備費補助金事業につきましては、整備した設備の維持管理費用での財源措置、それから、機能向上に伴う付随施設の整備への補助などがございます。

5項目のUPZ圏内における防護措置の判断についてですけれども、OILに基づく段階的な避難の流れの提示。それから、低線量被ばくに関する国による理解活動の実施。それから、全国の小中高等学校における放射線教育の充実。それから、緊急時モニタリング結果等の情報伝達体制の構築をお願いいたしております。

以上ですけれども、住民の最前線に立つ市町村といたしましては、原子力に限らず、災害対応においては、広報とか避難誘導など住民対応の最前線で活動いたします。特に、立地市町村におきましては、原子力防災計画の改定によりまして、避難対象人数が大幅に増えまして、市町村外での避難を想定することに伴って、さまざまな問題に直面しております。国におかれましては、原子力立地市町村の現状を十分御認識をいただきまして、災害時においても現場が苦慮しないよう、万全の対応、支援をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 池田原子力規制庁長官 ありがとうございます。

ただいま、立地道県それから立地市町村のそれぞれ代表の方からお話をいただきましたけれども、避難体制、防災体制が非常に重要であり、それに対する国の関与が喫緊の課題であるということでございます。

本件につきましては、先ほど事務局からも申し上げましたけれども、8月30日の次官連絡会議の場におきまして、杉田内閣官房副長官から各府省庁に対して、参考Ⅱのとおり指示があったところでございますが、本日、杉田内閣官房副長官に御出席いただいておりますので、改めて指示をお願いしたいと思います。

- 杉田内閣官房副長官 3.11以降、原子力に関連する国民の最大の関心事項の一つは、いわゆる原子力施設そのものの安全性というものであり、も

う一つは、まさに不幸にして事態が発生をしたという場合に、いかに地域の住民の方々を安全に避難させるか、この二つが中心です。したがって、この両面にわたって、きめの細かい計画を立てる必要があります。

一方、原子力施設は120%安全であるというお墨付きを行うことはあり得ず、安全性を極力高めながら、同時に事態が発生したときにいかに被害者を少なくするか、被害を最小に留めるかということが重要です。

原子力災害特有の避難計画のあり方というのは、特にこの特性を考慮した対応を考えなければなりません。

現状、避難計画の策定状況は十分でなく、策定されている地域でも暫定的なものであるなど、具体的な実効性の計画は非常に少ない状況です。

基本的に計画の策定は地域の責任ではありますが、地域だけでは進められないことが多くあります。これについては、国も地域と一緒にあって、地域の特性を考えながら、地域に見合った計画を立てる必要があります。

こうした取組は、実際に現場を見て、一緒にあって考えていかなければならず、地域と政府関係者が一緒にあって、同じ場で検討し、問題意識を持って、進めていくことが大事です。

そこで、配付した資料にあるとおり、今後各地域にワーキングチームを設置して、各府省の担当者がこのワーキングチームに参加し、ボトルネックの解決の支援に当たってください。

私からは以上です。

- 池田原子力規制庁長官 ただいま、杉田副長官から御発言いただきましたが、御異論なければこれをもって、本幹事会の結論とさせていただきます、明日の原子力防災会議に諮ることとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

- 池田原子力規制庁長官 それでは、そのように決定させていただきます。それでは、次は原子力総合防災訓練の実施について、事務局より説明をお

願いたします。

(議題2(2))

- 金子原子力規制庁原子力防災課長 引き続き、資料3に基づき、原子力総合防災訓練の実施について説明いたします。

原子力総合防災訓練は、直近では、平成22年秋に、静岡県の浜岡原子力発電所を想定して実施いたしましたが、東日本大震災以後は、実施できておりませんでした。原子力総合防災訓練は、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、内閣総理大臣が作成する計画に基づいて行うこととされております。

今回の訓練計画において、対象施設は鹿児島県の九州電力株式会社川内原子力発電所、実施時期は平成25年10月上旬としてございます。具体的な日付につきましては、10月11日と12日を念頭に置いて、準備を進めさせていただいております。

これまで総合防災訓練を実施していない箇所は、宮城県の女川原子力発電所、石川県の志賀原子力発電所、鹿児島県の川内原子力発電所の3箇所であり、地元自治体との調整の結果、鹿児島県の川内原子力発電所を想定する形となりました。

地震の影響による外部電源の喪失を引き金として、内部での様々なトラブルが発生して緊急事態の状況に至り、放射線物質が放出されるところまでを想定して、かなり深刻な事態に至る想定をした上で訓練を行うことにしております。

国の訓練の内容としては、原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部の設置、そして原子力緊急事態宣言の発出など、国のさまざまな組織の運営、立ち上げ、情報共有、判断を行ってまいります。また、住民の避難や、原子力施設の事故収束の対応、こうしたものを一体として行う訓練内容を考えております。

特に、これまでの訓練等の変更点は、まず、従来の総合防災訓練は、ある意味、発話集をあらかじめ用意してシナリオをなぞり、それを確認する

といった内容でしたので、それをより実践的なものといたします。また、参加者の練度を上げるべく、刻々と変化する状況をその時点ごとに付与して、その段階で収集された情報に基づき色々な判断、活動を始めるといった、実時間の実働訓練といった形で実施したいと考えております。

それから、国、地方自治体、電力事業者、それぞれ同時にシナリオを進行させつつ、各機関の連携訓練も行ってまいりたいと考えております。また、放射性物質が放出された後の対応についても、深刻な状況に対処する観点から、想定に含めて訓練を行います。

訓練初日の午前中に、警戒事態という情報収集体制を整備する段階に入りまして、そこから事態が徐々に進展していき、施設の状況が深刻化していく中で、国の対応あるいは自治体の対応、事業者の事故収束のための対応を行ってまいります。国の関係機関が入った訓練としては、2日目の午前中が中心になります。具体的には、原子力緊急事態宣言の発出から、それを契機とした原子力災害対策本部会議の開催、地域への避難の指示、こうしたことを実際に行いまして、これらに基づいて、2日目の午後の段階では、実地の活動を伴う避難の訓練等々が現場で展開されることを想定しております。

説明については以上です。

- 池田原子力規制庁長官 ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見・御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

(なし)

- 池田原子力規制庁長官 それでは、このような形で、本年度の原子力総合防災訓練を実施させていただきたいと思っております。これにつきましては、明日の原子力防災会議に御報告させていただきたいと思っております。各省庁の御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、原子力災害対策マニュアルの改訂につきまして、事務局より説明いたします。よろしく願いします。

(議題2(3))

- 金子原子力規制庁原子力防災課長 それでは、資料4に基づいて御説明いたします。

先ほど、議長からの御説明にありましたように、国の緊急時の対応を示した原子力災害対策マニュアルは、この幹事会において決定していただいて、原子力防災会議にも報告するという段取りを念頭においています。

今回、原子力規制委員会が発足した後に、原子力災害対策指針が策定され、累次の改定が行われています。その基本的な枠組みに沿いまして、このマニュアルにつきましても改訂の準備を進めさせていただいたものでございます。この機を捉えまして、去る4月に若干の行政組織内の所管事務の変更がございましたので、この点についても反映させていただき、マニュアルの改訂案を作成したものでございます。

主な改定事項については、原子力災害対策指針に基づく様々な判断基準による防護措置の実施、そして、その準備の段取り、判断に関する内容、それから、国が役割を果たすことになっている緊急時モニタリングに関する行動、安定ヨウ素材の服用にかかる準備あるいはその付与の判断・指示といった内容を中心として、マニュアルの改訂案を用意いたしました説明については以上です。

- 池田原子力規制庁長官 ありがとうございます。

ただいまの説明のとおり、原子力災害対策マニュアルを改訂することにつきまして、本幹事会として決定したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

- 池田原子力規制庁長官 それでは、このとおり原子力災害対策マニュアルを改訂することを決定させていただきます。本幹事会の決定として、明日の原子力防災会議には、私から報告させていただきたいと思います。

- 池田原子力規制庁長官 それでは、最後に米村内閣危機管理監から御発言をお願いします。

(締めくくり挨拶)

- 米村内閣危機管理監 現在の地域防災計画は、ToDoリストのようなものは一応できていますが、地元自治体の立場からすると、いざというときに各地域の実態を踏まえ何をどのようになすべきか、国はどこまで対応してくれるのか、あるいは各機関がどのようにして有機的に連携していくのか等、具体的な状況を想定したメカニズム、スキームをつくっていくことが必要です。

皆様におかれては、是非とも主体的な問題意識をもって、地域防災計画の充実・強化に向けた取組に御協力・御対応をお願いしたいと思います。

- 池田原子力規制庁長官 ありがとうございます。これを持ちまして、第1回原子力防災会議幹事会を終了させていただきます。

以上